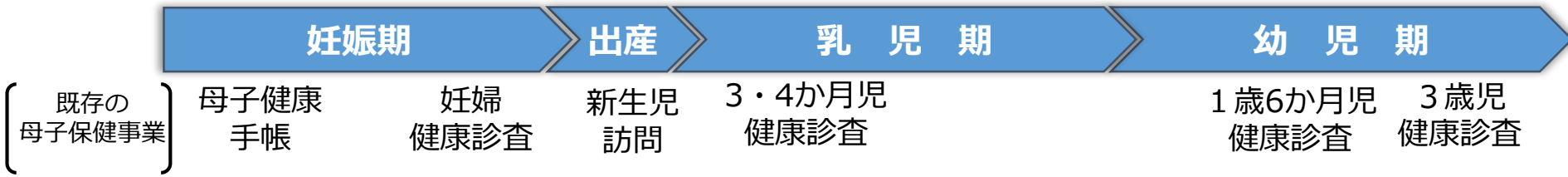


# 令和3年度要求 とうきょうママパパ応援事業について

[予算] 令和3年度 29.5億円  
 令和2年度 27.0億円 (令和2年度補正 10億円)

[実施主体] 区市町村  
 [実施期間] 令和2～6年度 (5年間)

- 都は、平成27年度から「ゆりかご・とうきょう事業」を開始し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備を進める区市町村を支援
- 令和2年度から「とうきょうママパパ応援事業」に改名し、産後の家事・育児支援等を充実させ、子育て世帯を更に応援 (令和2年度 55区市町村実施予定)
- 令和3年度は、在宅子育てサポート事業の統合により産後家事・育児支援の対象年齢拡大等を要求




とうきょうママパパ応援事業

<必須事業>

① 育児パッケージ配布


② 保健師等専門職による妊婦全数面接




・産前・産後サポート事業

③ 産後ケア事業 [R2補助率 10/10に拡充]

④ ファーストバースデーサポート



⑦ 人材育成 家事育児サポーター (※産後ドウラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等) への研修費等を補助




⑤ 産後家事・育児支援事業

- ・ 第一子及び出生時の兄・姉の年齢が3歳未満の第二子以降の児で、1歳未満が対象
- ・ 家事育児サポーター(※)を派遣し、産後の家事・育児を支援

⑥ 多胎児家庭支援事業

- ・ 3歳未満の多胎児がいる世帯が対象
- ・ 家事育児サポーター(※)を派遣し、家事・育児の支援等を実施
- ・ 相談支援や交流会、母子保健事業利用のための移動支援を実施



<R3対象拡大>

① (第1子) 1歳未満

② (多子) 1歳未満 (兄・姉3歳未満に限る)

⇒①②とも **3歳未満へ対象拡大 (+兄・姉年齢要件撤廃)**

※1歳以上は、未就園児家庭に限る

【任意事業(継続)】 実施場所の修繕、子育て世代包括支援センター開設準備事業、産婦健康診査事業

# 産前・産後サポート事業

R3予算案：18億円（R2予算額：17億円）

参考  
国資料

## 事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

## 実施主体

○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

## 対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

## 事業の概要

### ○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（拡充））
- ⑦悩みを抱える妊産婦の早期支援（育児用品等による支援）
- ⑧出産や子育てに悩む父親支援（新規）

### ○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

### ○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等  
（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

### ○補助率等

- （補助率：1/2）  
（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は501市町村において実施）

# 産後ケア事業の全国展開

参考  
国資料

R3予算案：42億円（R2予算額：27億円）

## 事業目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、今般の少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図り、子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

## 実施主体等

- 市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

## 対象者

- 家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者  
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

## 事業の概要

### ○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ②褥婦に対する療養上の世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

### ○実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

### ○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

### ○補助率等

（補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）

（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）

（平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は941市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

# 産婦健康診査事業について

参考  
国資料

R3予算案：18億円（486,801件）  
（R2予算額：18億円）  
（486,801件）

## 要旨

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

## 事業内容

- 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。  
（実施主体：市町村、補助率：1/2、R3要求基準額（案）：1回当たり5,000円）（令和元年度は684市町村において実施）  
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
  - (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
  - (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

